
プロジェクト **ASAF 対応**

項目 **AASB/KASB リサーチ：蓋然性の用語に係る会計上の判断**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 12 月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議において議論が予定されている「AASB/KASB リサーチ：蓋然性の用語に係る会計上の判断」について、オーストラリアの基準設定主体 (AASB) と韓国の基準設定主体 (KASB) が提示した会議資料の概要及び当委員会事務局による気付き事項をまとめたものである。

II. AASB と KASB が提示した会議資料の概要

背景

2. AASB と KASB は、IFRS における蓋然性の程度を表現する用語が両国の監査人及び作成者にどのように理解されているかについて、共同でアンケート調査を行っている。当該アンケート調査のデータ収集と分析は完了していないが、AASB と KASB は、現時点の予備的な発見事項と提言を、2015 年 12 月開催の ASAF 会議において説明する予定である¹。
3. 当該アンケート調査の目的は、以下の点を検証し、IFRS の開発を改善する提案を行うことである。2015 年 12 月開催の ASAF 会議に提示された資料では、主に(1)についての分析と提言が行われている。
 - (1) IFRS における蓋然性の程度を表現する用語について、会計専門家 (監査人・作成者) による解釈 (何パーセント程度を意味するか) は、韓国とオーストラリアの間で異なっているか。
 - (2) IFRS における蓋然性の程度を表現する用語について、英語から韓国語に原文の意図どおりに翻訳されているか。
4. AASB と KASB は、当該アンケート調査の背景として、各国の文化的相違 (外国からの移民比率の大小、リスク回避性向の大小など) と会計上の判断の適用との間に関連性がある旨の先行研究があるとしているが、今回の資料ではこうした関連性の分析は示されていない。

¹ AASB と KASB はワーキング・ペーパー「予備的結果：IFRS における蓋然性の用語に係る会計上の判断：韓国とオーストラリア」に基づいて説明する予定である。AASB と KASB は、2016 年に報告書を最終化する予定としている。

アンケート調査の概要

5. 当該アンケートにおいて、AASB と KASB は対象者に主に 2 つの質問をしている。
- (1) IFRS における蓋然性の程度を表現する 14 の用語（下の表を参照）について、それぞれが何パーセントから何パーセントを意味すると解釈しているかを質問する。
- (2) 同じ 14 の用語について IFRS からの抜粋を示し、それぞれが何パーセントを意味すると解釈しているかを質問する。

表：アンケートにおいて対象とした用語

蓋然性の程度を表現する用語	(参考) 訳語の例 ²
Virtually certain	ほぼ確実 ³
Substantially all	ほとんどすべて ⁴
Highly probable	可能性が非常に高い ⁵
Reasonably certain	合理的に確実 ⁶
Reasonably assured	合理的な保証 ⁷
Probable	可能性が高い ⁸
More likely	(～の) 可能性の方が高い ⁹
Likely	見込みである ¹⁰ 、可能性の高い ¹¹
Reasonably possible	合理的に可能性のある ¹²
Possible	～し得る ¹³ 、生じ得る ¹⁴
Unlikely	可能性が低い ¹⁵
Highly unlikely	可能性が極めて低い ¹⁶
Extremely unlikely	可能性が極めて低い ¹⁷
Remote	可能性がほとんどない ¹⁸

6. AASBとKASBは、オーストラリアにおいては英語のアンケートのみ、韓国においては

² 文脈によって適切な訳語があてられているため、ここでは訳語の例を示している。

³ IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」第 33 項

⁴ IFRS 第 9 号「金融商品」B3.2.4 項

⁵ IFRS 第 9 号 6.3.3 項

⁶ IAS 第 17 号「リース」第 4 項

⁷ IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」第 7 項(「not ... until there is reasonable assurance that ...」)

⁸ IAS 第 37 号第 13 項(a)

⁹ IAS 第 37 号第 15 項

¹⁰ IAS 第 36 号「資産の減損」第 12 項(c)

¹¹ IFRS 第 9 号 B3.2.5 項(e)

¹² IFRS 第 9 号 3.2.8 項

¹³ IAS 第 37 号第 10 項

¹⁴ IFRS 第 9 号 5.5.17 項(a)

¹⁵ IAS 第 37 号 74 項

¹⁶ IFRS 第 9 号 B3.2.4 項(c)

¹⁷ IFRS 第 4 号「保険契約」B23 項

¹⁸ IAS 第 37 号 16 項(b)

英語のアンケートと韓国語のアンケートを行い、これまでに 661 通の回答があった¹⁹。

	オーストラリア		韓国	
	監査人	作成者	監査人	作成者
回答数(計 661)	77 通	120 通	324 通	140 通
英語版(計 417)	77 通	120 通	139 通	81 通
韓国語版(計 244)	N/A	N/A	185 通	59 通

AASB と KASB による予備的な発見事項

7. AASB と KASB は、資料において以下の予備的な発見事項を示している（アンケート調査への回答を別紙に要約している。）。
- (a) IFRS における蓋然性の程度を表現する用語について、会計専門家による解釈（何パーセント程度を意味するか）がオーストラリアと韓国との間で異なっているものがある。
 - (b) オーストラリアと韓国のいずれにおいても、蓋然性の程度を表現する同じ用語が、文脈によって異なる解釈がなされる場合がある。例えば、「probable」は、負債の認識に関連する文脈では資産の認識に関連する文脈より低いパーセントを示していた。
 - (c) オーストラリアと韓国のいずれにおいても、蓋然性の程度を表現する異なる用語が異なって解釈されていない場合がある。例えば、「unlikely」と「highly unlikely」は同じように解釈されていた。
 - (d) 韓国において、蓋然性の程度を表現する同じ用語が、英語での表現と韓国語での表現が異なって受け取られているものがある。
 - (e) 韓国において、蓋然性の程度を表現する用語が、英語では異なる用語であるが、韓国語では同じ用語に翻訳されるものがある。例えば、「probable」と「likely」や「virtually certain」と「reasonably certain」は、それぞれ同じ韓国語の用語に翻訳されている。
8. AASB と KASB は、資料において以下の予備的な提案を示している。
- (a) 基準設定主体が基準を開発するにあたっては、蓋然性の程度を表現する用語が、異なる法域において何パーセント程度を意味すると解釈されどのように翻訳される可能性があるかについて、十分な考慮が必要である。異なる解釈や翻訳によ

¹⁹ 韓国において同一回答者が英語版と韓国語版の双方に回答する場合があったため、回答者の合計数は 441 である。

り重要な差異が生じ得るためである。

- (b) 基準設定主体は、基準において用いる蓋然性の程度を表現する異なる用語の数を狭めるべきであり、基準において用いる蓋然性の程度を表現する1組の用語（例外的な状況においてのみ離脱できる）を開発することを検討すべきである。意図する蓋然性の程度に重要な相違がない限り、基準設定主体は同一の用語を用いるべきである。本リサーチ・プロジェクトにおいて用いたアプローチのいくつかは検討にあたり参照できるのではないか。
- (c) 蓋然性の程度を表現する「認められた (accepted)」1組の用語を開発する場合、その過程において IFRS に通じている言語専門家への協議を行うべきである。
- (d) 蓋然性の程度を表現する用語について、基準間で首尾一貫して適用される原則とガイダンスを開発することを検討すべきである。ガイダンスには設例を含めることも考えられる。蓋然性の程度を表現する「認められた (accepted)」1組の用語を開発する場合、概念フレームワークに係る IASB の方針と整合的に、1組の用語を適用しない (departure) ときは、関連する結論の根拠において理由を説明するべきである。
- (e) 概念フレームワークの見直し（中立性・慎重性に関する見直し、認識規準に関する見直し）についての IASB の再審議に関連して、アンケート調査から得られた知見（多くの作成者及び監査人が、IFRS の適用にあたりそれぞれのレベルの「保守主義」を考慮している）を伝達すべきである。
- (f) 基準設定のアプローチ及び公開協議において、さまざまな法域における翻訳と解釈（何パーセント程度を意味するか）について、明示的にインプットを求めるべきである。

III. 当委員会事務局による気付き事項

- 9. AASB と KASB が提示した会議資料には、ディスカッション・ポイントは設けられていないが、当委員会事務局による気付き事項は、次のとおりである。
 - (1) AASB と KASB がアンケート調査に基づいて議論を展開している努力を多としたい。
 - (2) わが国においては、韓国語に翻訳された K-IFRS が適用すべき会計基準とされている韓国と異なり、指定国際会計基準の正本は IASB が公表した IFRS（英語版）とされており、IFRS（日本語版）は適用すべき会計基準には該当しない。このため、翻訳された用語の解釈（何パーセント程度を意味するか）に関する論点は、韓国

と比較して深刻なものでないと考えられる。

- (3) しかし、当財団/当委員会としても、IFRS（日本語版）の公表を行っており、少なからず、翻訳の困難性に直面している。このため、翻訳がしやすくなるよう、IASBが次の取組みを行うことは必要と考えられる。

- ① 構造が複雑になりすぎないように、可能な限り、短い文章で基準を草案すること
- ② 類似の用語を不用意に増やさないほか、主要な用語については定義を明らかにすること

- (4) 上記の観点からは、いくつかの用語の翻訳が困難であるとの主張は、我々も共有できる。たとえば、「highly unlikely」と「extremely unlikely」や「probable」と「likely」について、文脈によって同じ訳語としている場合があり、このような事態を予防する観点から、基準開発の手引書のようなものを充実させ、その中で、主要な用語（蓋然性に関する言及を含む）の使い方について統一を図るような措置を講じるべきと考えられる。

- (5) 他方、以下の提案については、以下に記載した理由から、我々は同意しない。

- ① アジェンダ・ペーパー1に記載された(d)の提案（本資料第8項(d)参照）について：用語の定義については、方針の問題であり、一度決めたらこれを適用しない（departure）とすることはあり得ないのではないか。
- ② 同(e)の提案（本資料第8項(e)参照）について：本リサーチの結果は、概念フレームワークにおける「慎重性」や「保守主義」に関する議論と直接の関係はないのではないか。
- ③ 同(f)の提案（本資料第8項(f)参照）について：特定の用語が何パーセント程度を意味する用語に翻訳されるかということが重要であることについては同意し、また、基準設定の公開協議がこの点に関して考えられる問題点についてインプットを求める機会であることについても理解するものの、基準開発の比較的早い段階では十分に意味のあるインプットは得られないのではないか。むしろ、翻訳については、新規又は改訂された基準等を最終化する過程において各国においてIFRSの翻訳に責任を有する者から問題点を聴取するプロセスを明示的に定めることが適切ではないか。

- (6) なお、特に韓国の関係者に向けた調査結果では、回答結果には、ある用語が英語で何パーセント程度を意味するかという論点と翻訳が適切にされているかという論点が混在していることが想定される。こうした点を踏まえると、当該アンケー

ト調査は、IASB による今後の検討にとって有用とは考えられるものの、当該結果をベースとして直ちに現行の基準の改訂を行うことには、慎重であるべきと考えられる。

以 上

(別紙)

AASB と KASB のアンケート調査への回答の概要

AASB と KASB が、ワーキング・ペーパー「予備的結果：IFRS における蓋然性の用語についての会計上の判断：韓国とオーストラリア」に記載しているアンケート調査への回答の概要は、以下のとおりである。

1. アンケート調査対象用語が単独で意味する蓋然性の程度と順位

用語が単独で意味する蓋然性についての質問に対して回答された蓋然性の程度の範囲（何パーセントから何パーセント）の中間値の平均値と、蓋然性が高い方からの順位を整理すると、「表 1」のとおりである。

会計専門家による解釈（何パーセント程度を意味するか）が、オーストラリアと韓国の間で異なっている用語がある。すなわち、用語に付与された順位が両国で相違している用語（網かけされたもの）がある。例えば、「Substantially all」に付与された順位は、オーストラリアでは 2 位、韓国では 4-5 位である。また、当該用語が意味する蓋然性の程度（パーセント）に統計的に有意な相違があるものもあった。例えば、「highly probable」は、オーストラリア（86～87 パーセント）と韓国（90～91 パーセント）では相違がある。

表 1

	オーストラリア				韓国			
	監査人		作成者		監査人		作成者	
	順位	平均	順位	平均	順位	平均	順位	平均
Virtually certain	1	94.0	1	95.1	1	94.4	1	94.3
Substantially all	2	92.5	2	91.7	4	83.4	5	82.7
Highly probable	3	86.7	3	86.5	3	90.6	3	90.0
Reasonably certain	5	83.5	4	83.7	1	94.4	1	94.3
Reasonably assured	4	83.6	5	82.4	5	82.1	4	84.6
Probable	7	73.3	7	71.9	6	78.0	7	78.1
More likely	6	74.3	8	71.5	8	78.2	6	78.6
Likely	8	70.8	6	72.6	6	78.0	7	78.1
Reasonably possible	9	59.3	9	62.9	9	67.5	9	72.3
Possible	10	48.6	10	50.9	10	35.8	10	37.5
Unlikely	11	21.6	11	21.6	11	22.5	11	20.1
Highly unlikely	12	14.9	12	14.8	12	10.2	12	11.5
Extremely unlikely	13	9.9	13	7.6	13	10.2	12	11.5
Remote	14	7.8	14	7.6	14	9.1	14	10.3

2. アンケート調査対象用語が文脈との関連で意味する蓋然性の程度と順位

文脈との関連で用語が意味する蓋然性についての質問に対して回答された蓋然性の程度（パーセント）の平均値と、蓋然性が高い方からの順位を整理すると、「表 2」のとおりである。

会計専門家による解釈（何パーセント程度を意味するか）は、用語が単独で意味する蓋然性についての質問に対する回答に比べて、オーストラリアと韓国の相違が大きい。すなわち、表 1 より表 2 のほうが、網かけした用語（用語に付与された順位が、両国で相違しているもの）の数が多い。

表 2

	オーストラリア				韓国			
	監査人		作成者		監査人		作成者	
	順位	平均	順位	平均	順位	平均	順位	平均
Virtually certain	1	92.9	1	91.8	2	89.8	1	89.6
Substantially all	2	90.7	2	90.1	4	85.5	4	83.5
Highly probable	3	83.4	3	82.5	3	86.6	3	86.9
Reasonably certain	4	81.2	4	80.1	1	90.1	2	88.7
Reasonably assured	5	75.9	5	75.6	5	78.7	5	81.1
Probable	7	62.9	7	64.0	6	75.3	6	72.5
More likely	8	61.5	8	62.3	7	69.9	7	68.6
Likely	6	64.1	6	64.2	9	57.9	9	57.1
Reasonably possible	9	54.6	9	59.0	8	65.2	8	64.7
Possible	10	41.8	10	45.0	10	39.6	10	39.8
Unlikely	11	28.6	11	28.2	12	11.7	11	17.6
Highly unlikely	12	24.0	12	25.3	11	14.9	13	14.4
Extremely unlikely	13	14.6	13	10.8	13	10.7	12	15.1
Remote	14	8.8	14	9.3	14	9.6	14	10.7

蓋然性の程度を表現する同じ用語が、文脈によって異なる解釈がなされる場合がある。例えば、「probable」は、負債の認識に関連する文脈では、資産の認識に関連する文脈より低いパーセントを示している。

表 3

用語	文脈	オーストラリア	韓国
Probable	引当金の認識規準 (IAS 第 37 号第 14 項)	62.0	70.9
	無形資産の認識規準 (IAS 第 38 号第 21 項)	63.6	74.7
Remote	資産 (IAS 第 16 号第 6 項：果実生成型植物の定義：農産物として販売される可能性が「remote」である)	9.1	(*)
	負債 (IAS 第 37 号第 86 項：流出の可能性が「remote」である場合を除き偶発負債の注記を行う)	11.3	(*)

(*) 韓国語の翻訳では IAS 第 16 号における「remote」と IAS 第 37 号における「remote」に異なる訳語が当てられている。その影響もあるため、資産側 9.9 パーセントに対し、負債側 26.8 パーセントと大きく異なる結果となっている。

3. アンケート調査対象用語が単独で意味する蓋然性の程度の範囲 (最大と最小)

用語が単独で意味する蓋然性についての質問に対して回答された蓋然性の程度の範囲 (最大と最小²⁰) は「表 4」のとおりである。オーストラリアと韓国のいずれにおいても、範囲が重複している部分が多い用語がいくつかある。

表 4

	オーストラリア				韓国			
	監査人		作成者		監査人		作成者	
	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大
Virtually certain	90.3	97.7	91.6	98.6	90.7	98.1	90.5	98.1
Substantially all	87.5	97.5	86.3	97.2	85.3	95.9	84.7	95.2
Highly probable	79.9	93.6	79.5	93.6	90.7	98.1	90.5	98.1
Reasonably certain	76.1	90.9	76.1	91.3	76.3	90.5	73.2	92.2
Reasonably assured	75.8	91.3	74.9	89.9	74.6	89.5	78.0	91.3
Probable	60.2	86.5	60.5	83.2	68.3	87.8	68.5	87.8
More likely	60.6	88.0	60.3	82.7	69.9	86.4	70.4	86.9
Likely	58.1	83.5	61.3	83.8	68.3	87.8	68.5	87.8
Reasonably possible	47.3	71.3	51.9	73.9	57.0	78.1	61.4	83.2
Possible	33.2	63.9	36.6	65.2	25.4	46.3	28.6	46.5
Unlikely	9.3	33.9	10.3	33.0	12.9	32.2	11.9	28.4
Highly unlikely	8.8	21.1	8.8	20.7	5.3	15.0	6.5	16.6
Extremely unlikely	6.1	13.7	3.9	11.3	5.3	15.0	6.5	16.6
Remote	2.8	12.9	3.6	11.7	4.5	13.8	5.6	15.0

²⁰ 回答者が付与した範囲の最小値の平均と最大値の平均を意味するか、回答された最小値のうちの最小値と最大値のうちの最大値を意味するかは、明示されていない。

4. 蓋然性の程度を表現する用語のグルーピング

表5は、類似した意味を持つように思われる表現を5つにグルーピングしたものである。「reasonably assured」と「possible」は5つのグループと異なる蓋然性の程度を示していると考えられる。

表5

	オーストラリア			
	監査人		作成者	
	順位	平均	順位	平均
Virtually certain	A	92.9	A	91.8
Substantially all	A	90.7	A	90.1
Highly probable	B	83.4	B	82.5
Reasonably certain	B	81.2	B	80.1
Reasonably assured		75.9		75.6
Probable	C	62.9	C	64.0
More likely	C	61.5	C	62.3
Likely	C	64.1	C	64.2
Reasonably possible	C	54.6	C	59.0
Possible		41.8		45.0
Unlikely	D	28.6	D	28.2
Highly unlikely	D	24.0	D	25.3
Extremely unlikely	E	14.6	E	10.8
Remote	E	8.8	E	9.3

以 上